

～ 誰もが個性と能力を発揮できる
多様性に富んだ活力ある社会をつくろう ～

〔駒ヶ根市男女共同参画計画〕

令和4（2022）年度～令和8（2026）年度

あなたと私のいきいきプラン パート6



令和4（2022）年4月

長野県 駒ヶ根市

中央アルプス千畳敷

駒ヶ根市民憲章

ふたつのアルプスの雄大な山並み
鮎おどる天竜のしぶき
緑の森にこだまする小鳥たちのさえずり
満天の星たちに彩られ
悠久たる自然にあふれる駒ヶ根市

そこに住む私たちは
未来に生きる子供たちとともに
遙かなる歴史や文化を訪ね
生あるものすべてを愛し
平和と友情の輪が広がることを願い
つねに地球人として高い理想を掲げ
学びあい慈しみ
互いに手をたずさえて
愛と誇りと活力に満ちた
駒ヶ根市を築きます

(平成6年3月23日制定)

はじめに

誰もが個性と能力を発揮できる 多様性に富んだ活力ある社会を目指して



駒ヶ根市では、男女がそれぞれの人権を尊重し、あらゆる分野で個性と能力を発揮して、その責任を分かち合いながら自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、急速な人口減少社会とAIなどの技術進歩など社会情勢は大きく変化しています。加えて、新型コロナウイルスの感染症の流行は、すべての人の生活を脅かすと同時に、女性の自殺数の増加など男女異なる影響をもたらしています。このような、男女の性差に関する問題と同時に、LBGTなどの性的マイノリティへの理解も必要となってきています。

市では、年齢、性別、国籍、障がいの有無など異なる、様々な属性の人々の意見を取り入れ、多様な人材がそれぞれの能力を発揮できる社会を実現するよう施策を行っています。

この度、これまで推進してきた「駒ヶ根市男女共同参画計画」の取り組みや実績を継承発展させるとともに、大きな社会情勢の変化を捉えた新たな視点を追加して、さらなる男女共同参画社会の実現に向け「駒ヶ根市男女共同参画計画 あなたと私のいきいきプラン パート6」を策定いたしました。

この計画は、「駒ヶ根市男女共同参画社会づくり条例」の基本理念のもと、「あらゆる分野における女性の参画拡大」「安全・安心な社会づくり」「男女共同参画の基盤づくり」を重点目標に掲げ各施策を推進し、さらに「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」及び「DV防止法に基づく市町村基本計画」として位置付け、一体的に取り組むことにしています。

今後も、市民の皆様や事業者・教育関係者等の方々との協働により、本計画の着実な推進に取り組んでいきたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、市民意識調査などにご協力をいただきました多くの市民の皆様並びにご審議いただきました駒ヶ根市男女共同参画審議会の委員の皆様からお礼を申し上げます。

令和4年3月

駒ヶ根市長 伊藤 祐三

● ● ● 目 次 ● ● ●

第1章 計画のあらまし

第1節 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	4
2 計画の性格	4
3 計画の基本理念	5
4 計画の期間	6

第2節 計画策定の背景

1 社会経済情勢の変化	7
2 国・県の動き	8
3 駒ヶ根市の取り組みと現状	9

第2章 計画の内容

駒ヶ根市男女共同参画計画の体系	20
-----------------	----

重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	21
(2) 雇用等における男女共同参画の促進と ワーク・ライフ・バランスの実現	23

重点目標2 安全・安心な社会づくり

(3) あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた健康支援	26
(4) 困難な状況に置かれている者への支援と多様性の尊重	29

重点目標3 男女共同参画の基盤づくり

- (5) 男女双方の意識改革・理解の促進 31
- (6) 男女共同参画の視点で魅力ある地域の創出 33

第3章 計画の推進

- 推進体制の強化 35
- 駒ヶ根市男女共同参画推進体制 36
- プランパート6の推進状況の評価指標 37

参考資料

- ① 男女共同参画社会基本法 38
- ② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 42
- ③ 駒ヶ根市男女共同参画社会づくり条例 50
- ④ 駒ヶ根市男女共同参画審議会委員名簿 54
- ⑤ 駒ヶ根市男女共同参画推進委員会設置要綱 55

第1章 計画のあらまし

第1節 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の最重要課題の一つとして位置付けられています。

駒ヶ根市では、平成8年に駒ヶ根市女性行動計画として「あなたと私のいきいきプラン」を策定し、女性の地位・福祉の向上を図りつつ住みよい地域社会の実現を目指した取り組みを始めました。

次いで、駒ヶ根市男女共同参画計画として「あなたと私のいきいきプランパートII」を策定し以来、概ね5年ごとの改定を行い、現在「あなたと私のいきいきプランパート5」のもと、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進しています。

平成22年には「駒ヶ根市男女共同参画社会づくり条例」を制定し、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、男女が自立し、共に支え合う男女共同参画社会の実現に向けて施策を充実させてきました。その結果市民の意識は少しずつ変化してきていますが、今もなお固定的役割分担意識や慣習、しきたりなど課題が残されています。

そこで、国や県の男女共同参画計画などを勘案し、令和3年度をもって計画期間が終了する駒ヶ根市男女共同参画計画「あなたと私のいきいきプランパート5」の取り組みや実績を踏まえ、あらゆる施策の中に男女共同参画の視点を含める取り組みを行うため、新たな計画を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」「駒ヶ根市男女共同参画社会づくり条例」の基本理念に基づくものです。
- (2) この計画は、駒ヶ根市女性行動計画「あなたと私のいきいきプラン」及び駒ヶ根市男女共同参画計画「あなたと私のいきいきプランパートII・III・IV・5」の基本的な考え方をさらに発展させ、駒ヶ根市における男女共同参画社会の形成の促進を図るための指針となるものです。
- (3) この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項※1の規定に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。なお、女性の職業生活における活躍に関する事項に

については、「第2章 計画の内容」中の該当する項目等に「【女性活躍推進】」と表示しています。

- (4) この計画のうち、第2章第2節(3)「あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた健康支援」の内⑨～⑪に関する施策は、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」第2条第3項※2に基づく本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」として位置付けます。
- (5) この計画は、「市」のみで推進するものではなく、「市民」「事業者」「教育関係者」がそれぞれの立場で積極的に取り組むとともに、社会全体で取り組んでいくためのものです。
- (6) 庁内に設置した「駒ヶ根市男女共同参画計画推進委員会」を軸として、行政機関相互の密接な連携のもと、目的達成のために総合的な推進を図ります。
- (7) 「駒ヶ根市第5次総合計画」との整合性を図るとともに、その個別計画として位置付けます。

※1 女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成27年8月に成立した法律です。(令和元年6月改正)市町村は国が定める基本方針等を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町村推進計画)を定めるよう努めることになっています。

※2 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成13年4月に成立した法律です。市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)を定めるよう努めることになっています。

3 計画の基本理念

- (1) 男女共同参画社会基本法の基本理念
 - 男女の人権の尊重
 - 社会における制度又は慣行についての配慮
 - 政策等の立案及び決定への共同参画
 - 家庭生活における活動と他の活動の両立
 - 国際的協調

第1章 計画のあらまし

(2) 駒ヶ根市男女共同参画計画の基本理念

男女がそれぞれ持っている人権を尊重し、お互いを思いやり、その人らしさを認め合う気持ちを大切に、老若男女を問わず、社会のあらゆる分野でそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、その責任を分かち合いながら自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- ① 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるなど男女の人権が尊重されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会のさまざまな制度又は慣行を見直すとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- ③ 男女が社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ④ 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活における活動その他の活動を行うことができるよう配慮すること。
- ⑤ 男女が互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、互いの意思を尊重し、ともに健康な生活を営む権利が尊重されること。
- ⑥ 男女共同参画社会づくりの促進は、国際社会における取組みと綿密な関係を有していることを踏まえ、国際的な協調の下に行われること。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただしこの間、国県をはじめ社会経済情勢の変化等に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2節 計画策定の背景

1 社会経済情勢の変化

(1) 本格的な人口減少

令和3（2021）年の全国の出生数は過去最少の87万人で、市でも200人となり、少子化に歯止めがかからない状態となっており、本格的な人口減少過程に入っています。

また、地方から東京を中心とした大都市へ若者、特に女性が流出し、地方は深刻な人口流出と少子高齢化に直面しています。

このまま、少子化と若者の大都市への人口流出が続く場合には、地方における産業の担い手の確保が困難となるばかりでなく、社会全体の活力や持続可能性に大きな影響を及ぼすと考えられます。

(2) 女性に対する暴力根絶の意識の高まり

国内外で、SNSを中心に、セクシャルハラスメントや性暴力などの性被害の経験を克服する社会運動が起こるなど、女性に対する暴力の根絶を求める声が高まっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大下では、外出自粛や在宅勤務、休業等による生活不安・ストレス等に起因する配偶者等からの暴力（DV）、性暴力の増加・深刻化が懸念されています。

(3) 頻発する大規模な自然災害

東日本大震災などの大規模な災害において、避難所などの現場をはじめ様々な意思決定過程へ女性が十分参画できず、女性と男性のニーズの違い等に対応した配慮がされないなどの課題が見られました。

平常時から防災の分野における男女共同参画を推進し、非常時において女性の負担等が集中することがないようにしていく必要があります。

(4) デジタル化の進展

目覚ましい技術革新は、社会構造の変革をもたらしており、スマートフォンの普及など、デジタル技術は私たちの身近な生活にも浸透しつつあります。

誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる社会の実現のために新しいサービスモデルの構築、DX（デジタルトランスフォーメーション）の創造が期待されます。

第1章 計画のあらまし

(5) 新型コロナウイルス感染症の拡大による社会の変化

令和2（2020）年にわが国において最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会経済活動に社会的規模の影響をもたらしています。

新型コロナウイルス感染防止を日常生活に取り入れた「新たな日常」への転換が求められる中、国内では、ICT活用の急速な進展によるテレワークの導入、業務・授業のオンライン化、消費活動の変化が急速に進むなど、働き方や暮らし方の新しい可能性に関心が高まっています。

一方、非正規雇用労働者の解雇・雇止め、女性の自殺者の増加など、女性や社会的に弱い立場に置かれている人々に深刻な影響を与えています。

(6) SDGs達成への世界的潮流

平成27年（2015年）9月に、国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、日本も賛同し「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致団結して取組を進めているところです。

SDGsの理念は、国・地方公共団体の行政に様々な形で取り入れられているほか、企業イメージの向上やCSR活動として重要な意義を持つなどのメリットがあることから、SDGsに取り組む企業も増加しています。

しかしながら、令和3（2021）年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダーギャップ指数（GGI）」では、我が国は153か国中120位となっており、危機感を持って男女共同参画に取り組む必要があります。

2 国・県の動き

(1) 国の動き

① 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行

衆議院・参議院及び地方議会の議員において、男女の候補者の数ができるだけ均等になることを目指すことなどを基本原則とし、政党等の責務として、所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的な取り組みを努めることや、国、地方公共団体の責務等を定め、政治分野における男女共同参画を効率的かつ積極的に推進するなどを目的とする法律が平成30年（2018年）5月に公布・施行されました。（令和3年一部改正）

② 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインの策定

国は、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項をまとめたガイドラインを令和2（2020）年5月に策定しました。

(2) 県の動き

① 長野県女性活躍推進会議の設置

長野県における女性の活躍を推進し、男女の人権が尊重され、豊かで活力のある地域社会を実現するため、「長野県女性活躍推進会議」を平成28年（2016年）5月に設置しました。

② 長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」の開設

平成28年（2016年）7月に長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」を開設し、性暴力被害者に対する総合的な支援を、関係機関と連携してワンストップで提供しています。

3 駒ヶ根市の取り組みと現状

(1) 駒ヶ根市の取り組みの経過

① 女性に係る行政窓口定まる。

平成3(1991)年、長野県の施策に基づいて女性に係る行政の窓口を教育委員会社会教育係、現教育委員会社会教育課に決めました。

② 駒ヶ根市女性問題研究協議会の設置

平成5(1993)年、駒ヶ根市における女性に係る諸問題について、広く意見を聴取し、女性の地位と福祉の向上を図るため、駒ヶ根市女性問題研究協議会を設置しました。

③ 生涯学習課（現社会教育課）に「女性室」を設置

平成8(1996)年、「駒ヶ根市女性行動計画」推進にあたり、新しく女性室を設置しました。

④ 駒ヶ根市女性行政推進体制が整備される。

平成8(1996)年、女性行動計画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「駒ヶ根市女性行政推進体制」を整備しました。

⑤ 「女性室」から「男女共同参画推進室」に名称変更

平成13(2001)年、女性室の名称を「男女共同参画推進室」に改めました。

⑥ 駒ヶ根市性教育推進プロジェクト会議の設置

平成15(2003)年、駒ヶ根市男女共同参画計画に基づき、性について男女が共に正しく理解し、認識を深めるなど、市民の性教育の推進を図るため、駒ヶ根市性教育推進プロジェクト会議を設置しました。

⑦ 「子ども課」の設置

平成16(2004)年、教育委員会に子ども課が設置されました。子ども行政の一元化を図るため、母子保健(保健師などが担当)と児童福祉(保育士などが担当)の部門を教育委員会に加え、学校教育と合わせて子どものことに関する窓口をすべて一つにまとめました。これにより、妊娠中から、青少年期に至るまでの大切な時期の子どもたちのために、教育施策の一元的な取り組みが可能となりました。

⑧ 駒ヶ根市女性行動計画「あなたと私のいきいきプラン」の策定

平成8(1996)年には、21世紀に向けて高齢化、情報化、国際化、核家族化、少子化などの社会変化に対応しながら、男女が対等に良きパートナーとして、あらゆる分野に参画し、新しい社会システムづくりや女性問題の解決を進めるために、また、女性の地位、福祉の向上を願って「駒ヶ根市女性行動計画」を策定しました。

平成13(2001)年には、今までの計画を見直し「駒ヶ根市男女共同参画計画(あなたと私のいきいきプランパートII)」を、その後、概ね5年ごとの改定を行い、男女共同参画社会の実現を目指して事業を推進してきました。

⑨ 駒ヶ根市男女共同参画社会づくり条例」の公布・施行

男女共同参画社会の実現を目指して総合的、計画的に施策を推進することを目的として、平成22(2010)年12月に「駒ヶ根市男女共同参画社会づくり条例」を公布、平成23年(2011)年4月に施行し、同年6月には条例に基づいて「駒ヶ根市男女共同参画審議会」を設置しました。

⑩ 男女共同参画推進室を「総務部企画振興課」に移管

平成26(2014)年、男女共同参画推進室を「教育委員会社会教育課」から「総務部企画振興課」へ移管し、名称を「男女共同・少子化対策室」とし、平成28(2016)年に、名称を「少子化対策・男女共同推進室」に改めました。

⑪ 人権・男女共同参画推進室を「総務部総務課」に設置

平成30(2018)年、総務部総務課で所管していた人権啓発事業と連携を図るため、男女共同参画部門を「総務部企画振興課」から「総務部総務課」へ移管し、名称を「人権・男女共同参画参画室」としました。

(2) 駒ヶ根市の現状

第4次男女共同参画計画（あなたと私のいきいきプランパート5）（平成29年～令和3年度）においては、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、事業者、教育関係者が力を合わせ、総合的かつ計画的に、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するため、計画を実施してきました。

計画当初に設定した評価指標の実績については、以下のとおりです。

男女共同参画市民意識調査結果概要（令和3年2月実施）

駒ヶ根市在住の20歳以上90歳未満の者2,800人（回収数（率）1,228（43.9%））

番号	体系番号	基本的方向	指標項目	計画時(H28)	目標(R3)	実績(R3)
1	(1)	政策・方針決定過程への女性の参画促進	審議会等委員に占める女性の割合	28.6%	33%	29.7%
2	(4)	社会制度・慣行の見直し、意識改革	家庭の中で男女平等になっていると思う人の割合	35.3%	40%	40.4%
3	(4)	社会制度・慣行の見直し、意識改革	「男性は仕事、女性は家事育児」という、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合	54.9%	70%	63.7%
4	(4)	社会制度・慣行の見直し、意識改革	「慣習やしきたりなど」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	11.1%	25%	11.7%
5	(5)	教育・学習の充実	「職場」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	24.7%	30%	27.5%
6	(7)	地域社会における男女共同参画	地域役員の女性の登用（自治会長の女性の人数）	5人	10人	5人
7	(8)	防災における男女共同参画の推進	女性消防団員数	13人	20人	10人

第1章 計画のあらまし

1. 各分野の男女平等感

(各分野：家庭生活、職場、教育の場、政治、法律や制度、社会通念・慣習・しきたり、地域社会（自治会、PTA等）、社会全体)

- ・「平等」と回答した割合は、前回調査同様「学校教育の場」が最も高く49.4%となっており、最も低いのは「政治の場」の8.9%となっています。
- ・「社会全体」では、どちらかといえばを含め、「男性のほうが優遇されている」と回答した割合は72.1%で、前回調査と比較して3.4%上昇しています。
- ・社会全体として不平等感を持つ人がまだまだ多い状況です。

		1	2	3	4	5	6	7	合計
		優遇されている 男性の方が非常に	どちらかといえば 男性の方が優遇さ れている	平 等	優遇されている 女性の方が非常に	どちらかといえ ば女性の方が優遇 されている	わ か ら な い	無 回 答	
(1) 家庭生活	数	9.7	454	496	10	65	86	20	1228
	率	7.9	37.0	40.4	0.8	5.3	7.0	1.6	100.0
(2) 職 場	数	138	462	338	9	50	166	65	1228
	率	11.2	37.6	27.5	0.7	4.1	13.5	5.3	100.0
(3) 学校教育の場	数	19	158	607	6	23	343	72	1228
	率	1.5	12.9	49.4	0.5	1.9	27.9	5.9	100.0
(4) 政治の場	数	446	483	109	2	8	132	48	1228
	率	36.3	39.3	8.9	0.2	0.7	10.7	3.9	100.0
(5) 法律や制度上	数	143	416	365	7	44	204	49	1228
	率	11.6	33.9	29.7	0.6	3.6	16.6	4.0	100.0
(6) 社会通念 しきたり	数	250	657	144	2	27	108	40	1228
	率	20.4	53.5	11.7	0.2	2.2	8.8	3.3	100.0
(7) 地域社会	数	138	480	301	11	88	170	40	1228
	率	11.2	39.1	24.5	0.9	7.2	13.8	3.3	100.0
(8) 社会全体	数	151	734	154	4	26	118	41	1228
	率	12.3	59.8	12.5	0.3	2.1	9.6	3.3	100.0

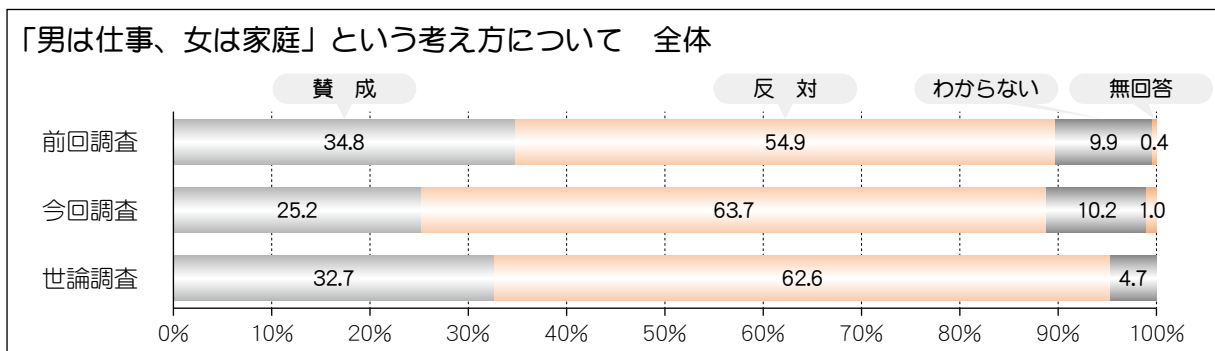
2. 女性が職業を持つことについての考え方について

- ・「子どもができてずっと職業を続ける方がよい」と回答した人が最も高く43.7%で、前回調査と比較して6.0%上昇しています。前回調査では最も高かった「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と回答した人の割合が9.7%低下し32.1%となっています。男女の差はあまり見られませんでした。
- ・男女ともに20歳代～60歳代は「子どもができてずっと職業を続ける方がいい」と回答した人の割合が最も高いのに対し、70歳代～80歳代「子どもができたなら職業を辞め、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と回答した人の割合が最も高くなっており、女性の80歳代以上で50%を超えています。世代間の意識の差が見られます。

		回 答 数	女性 は 職 業 を も た な い 方 が い い	結 婚 す る ま で は 職 業 を も つ 方 が い い	子 ど も が で き る ま で は 職 業 を も つ 方 が い い	子 ど も が で き る ま で は 職 業 を も つ 方 が い い	子 ど も が で き る ま で は 職 業 を も つ 方 が い い	子 供 が で き た ら 職 業 を や め、 大 き く な つ た ら 再 び 職 業 を も つ 方 が い い	そ の 他	わ か ら な い	無 回 答
性	年 齢		%	%	%	%	%	%	%	%	%
男性	前回調査	407	0.7	2.5	4.4	41.0	40.3	5.9	3.9	1.2	
	今回調査	538	1.3	1.7	4.5	45.5	32.3	0.4	13.6	0.7	
	20～29歳	33	0.0	0.0	9.1	45.5	24.2	0.0	21.2	0.0	
	30～39歳	47	0.0	0.0	4.3	40.4	25.5	2.1	25.5	2.1	
	40～49歳	65	1.5	3.1	1.5	46.2	29.2	0.0	18.5	0.0	
	50～59歳	85	0.0	0.0	5.9	55.3	21.2	1.2	16.5	0.0	
	60～69歳	101	1.0	1.0	4.0	55.4	23.8	0.0	12.9	2.0	
	70～79歳	113	2.7	2.7	3.5	35.4	47.8	0.0	7.1	0.9	
80歳以上	94	2.1	3.2	5.3	40.4	41.5	0.0	7.4	0.0		
女性	前回調査	572	0.5	2.4	4.7	35.3	42.8	8.4	4.9	0.9	
	今回調査	690	0.1	2.9	4.6	42.3	31.9	0.1	15.9	2.0	
	20～29歳	66	0.0	3.0	9.1	37.9	24.2	0.0	25.8	0.0	
	30～39歳	77	0.0	2.6	3.9	51.9	16.9	0.0	23.4	1.3	
	40～49歳	81	0.0	2.5	3.7	43.2	25.9	0.0	23.5	1.2	
	50～59歳	115	0.0	0.0	4.3	53.0	22.6	0.0	19.1	0.9	
	60～69歳	119	0.8	2.5	2.5	46.2	26.9	0.0	17.6	3.4	
	70～79歳	133	0.0	3.0	6.0	35.3	45.9	0.8	5.3	3.8	
80歳以上	99	0.0	7.1	4.0	29.3	51.5	0.0	6.1	2.0		

3. 「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割分担する考え方について

- ・「反対」「どちらかといえば反対」と回答した人は徐々に上昇しており63.7%となっています。「賛成」「どちらかといえば賛成」は25.2%となり、前回調査よりも9.6%低下しており「反対」「どちらかといえば反対」が大きく上回っています。



4. 介護について

- ・介護したことがある人は男性43.9%、女性59.4%。前回調査と比較すると男性は2.1%上昇しており、女性は前回と変わっていません。介護を経験した中では、女性は「自分が中心となって介護したことがある」が34.3%を占めているのに対し、男性は「自分が補助的に介護をしたことがある」が33.6%となっています。

第1章 計画のあらまし

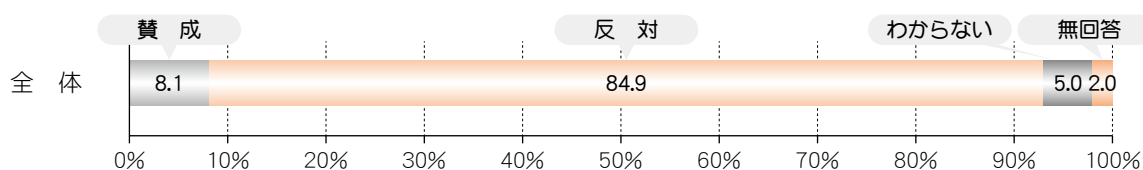
5. 病人や高齢者の介護の主たる担い手が女性になっていることについて

- ・「男女が協力してやるべきだ」と回答した人が最も多く、前回調査より7.3%上昇し67.5%、次いで「問題であるがやむを得ない」と回答した人が前回調査より8.1%低下し21.8%、「おかしいと思う」と回答した人は5.2%でした。

6. 子どものしつけや教育は母親の責任とする考え方について

- ・「反対」「どちらかといえば反対」と回答した人が84.9%と高い割合になっており、前回調査より6.0%上昇しました。「反対」「どちらかといえば反対」が「賛成」「どちらかといえば賛成」の8.1%を大きく上回っています。男女の差はあまり見られませんでした。

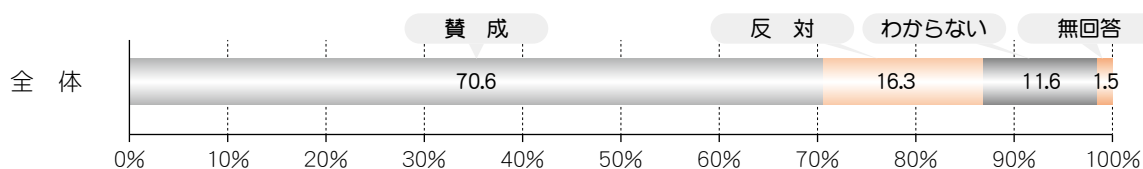
子どものしつけや教育は母親の責任とする考え方について



7. 子どもが幼いうちは、女性は家庭にいた方がよいという考え方について

- ・全体で「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した人が70.6%、「反対」「どちらかといえば反対」と回答した人が16.3%となっています。

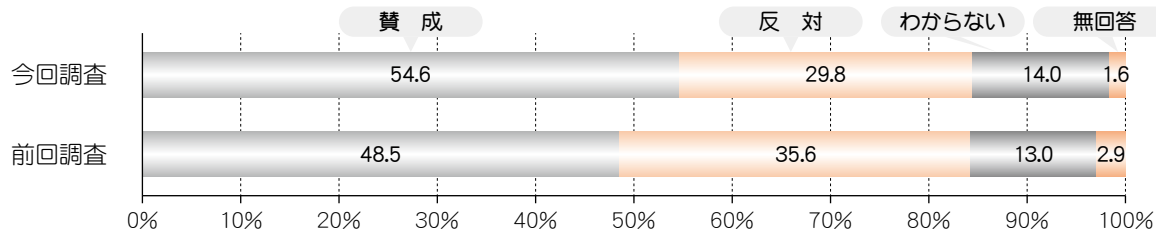
子どもが幼いうちは、女性は家庭にいた方がよい



8. 結婚は個人の自由だから結婚しなくてもよいという考え方について

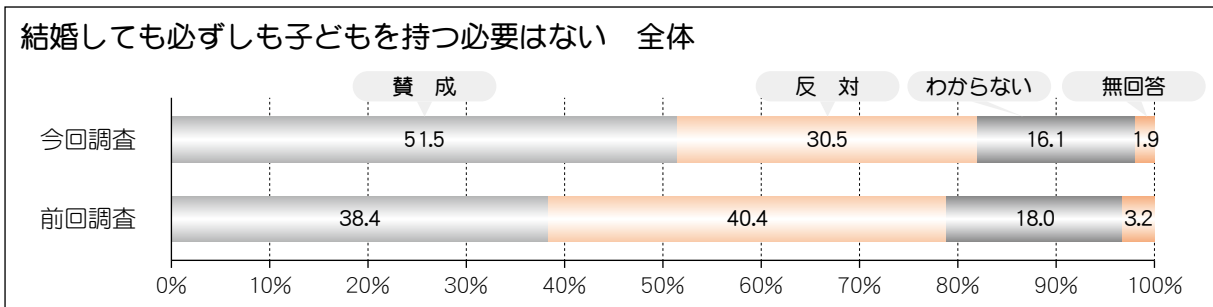
- ・全体で「賛成」と回答した人は、54.6%で前回調査より6.1%上昇しており、男性49.4%、女性58.6%となっており、年齢別の比較では、男女ともに20歳代から59歳以下で60%以上となっています。男性の60歳代以上、女性の70歳代以上では「反対」が「賛成」を上回っており、世代間の差が大きくなっています。

結婚は個人の自由だから、結婚しなくてもよい 全体



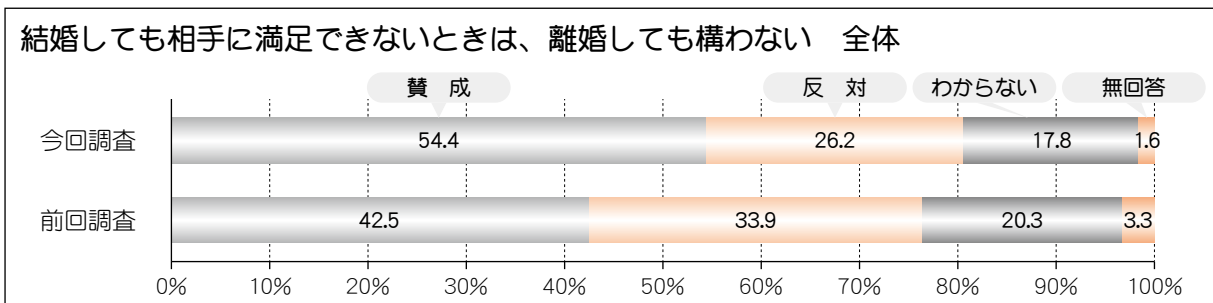
9. 結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はないという考え方について

- ・「賛成」と回答した人は、男性46.8%で前回調査より17.8%上昇し、女性55.1%で前回調査より10%上昇しています。
- ・年齢別の比較では、男性の20歳代から59歳以下で60%以上、女性の20歳代から49歳以下で80%以上となっています。男性の60歳代以上、女性の70歳代以上では「反対」が「賛成」を上回っており、世代間の差が大きくなっています。



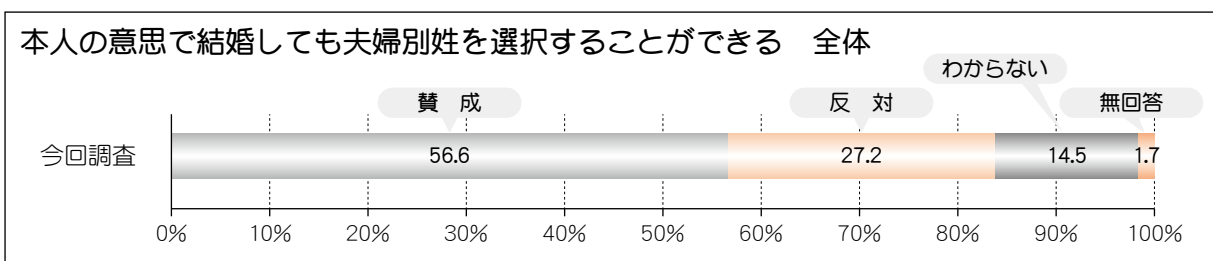
10. 結婚しても相手に満足できないときは、離婚すればよいという考え方について

- ・「賛成」と回答した人は54.5%で、前回調査と比較すると11.9%上昇しており男女ともに45%以上となっています。
- ・年齢別にみると、「賛成」と回答した男性は20歳代から59歳以下で40%以上、女性は20歳代から59歳以下で70%以上となっており、男女ともに80歳以上で「反対」が「賛成」を上回っており、男女間、世代間の差が大きくなっています。



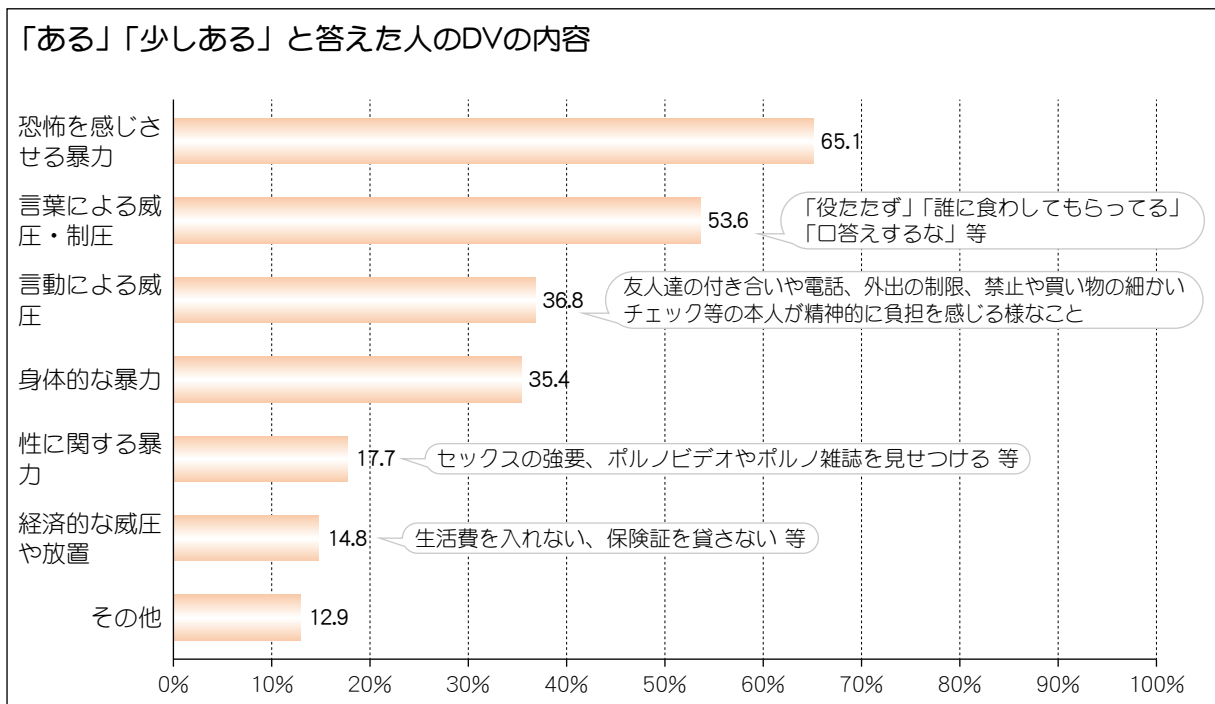
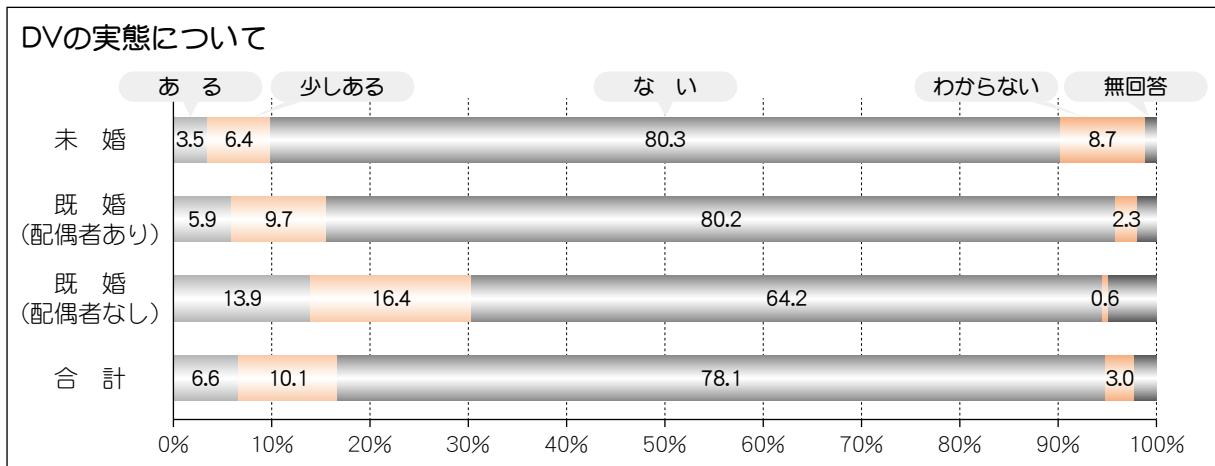
11. 本人の意思で、結婚しても夫婦別姓を選択することができる

- ・全体で「賛成」と回答した人は、56.6%、男性51.3%、女性60.7%となっています。
- ・年齢別の比較では、20歳代から59歳以下で男性は50%以上、女性は70%以上が「賛成」となっています。男性の70歳代以上、女性の80歳代以上では「反対」が「賛成」を上回っており、男女間、世代間の差が大きくなっています。



12. DVの実態について

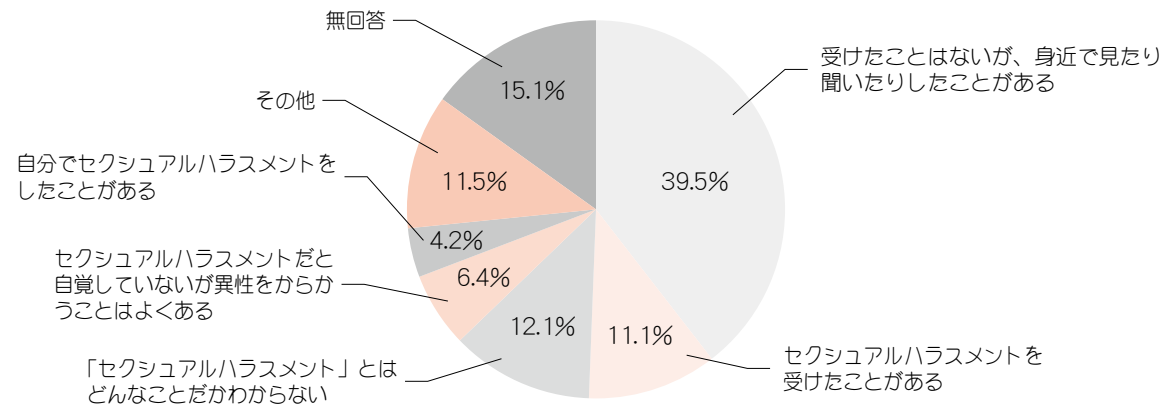
- ・「DVを受けたことがある」「少しある」と回答した人は16.7%、「ない」と回答した人は78.1%となっており、「ある」と回答した人が前回調査より0.8%低下しています。
- ・受けた暴力の内容は、「物を投げる、壊す、大声で怒鳴るなど精神的に恐怖を感じさせる暴力」と回答した人が65.1%と最も多く、次いで「役立たず、だれに食わせてもらっている、口答えするな」など言葉による威圧や強制が53.6%となっています。



13. セクシュアルハラスメントの実態について

- ・「セクシュアルハラスメントを受けたことがある」「受けたことはないが、身近で見たり聞いたりしたことがある」「セクシュアルハラスメントをしたことがある」と回答した人が54.8%を占めており、前回調査より10.5%上昇しています。また、「セクシュアルハラスメントとはどんなことかわからない」「自覚していない」が18.6%となっており、前回調査より1.5%低下しています。

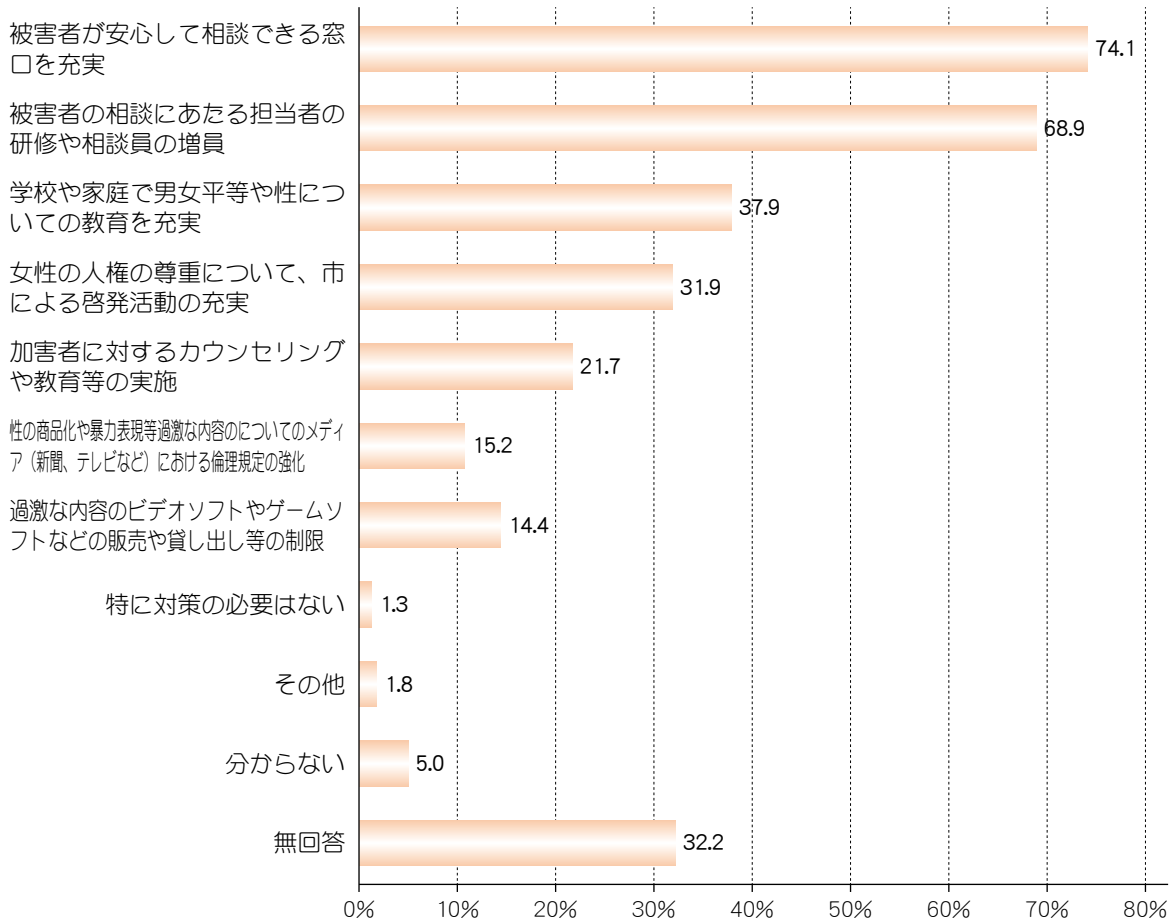
セクシュアルハラスメントを受けたり、やってしまったりした経験がありますか



14. 性犯罪、夫婦間暴力、セクシュアルハラスメントの対策について

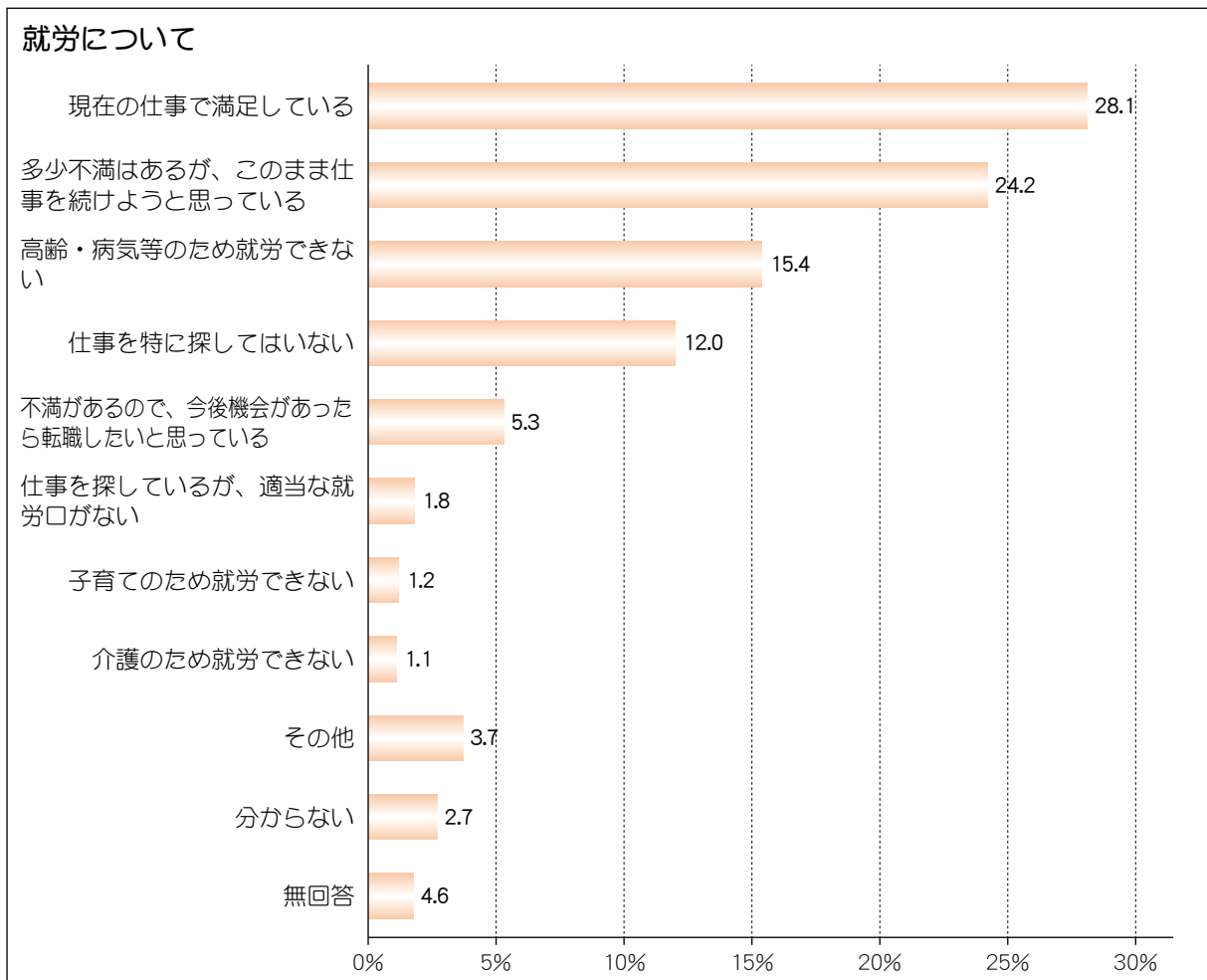
- ・「被害者が安心して相談できる窓口を充実」とする者が最も多く74.1%を占めています。次いで「被害者の相談にあたる担当者の研修や相談員の増員」が68.9%、「学校や家庭で男女平等や性についての教育を充実」が37.9%を占めています。

女性に対する暴力への対策として必要な事



15. 就労について

- ・「現在の仕事で満足している」人が最も多く前回調査より1.8%上昇して28.1%、前回調査で最も多かった「多少不満はあるが、このまま仕事を続けようと思っている」が2.1%低下して24.2%となっています。



16. 地域活動への参加状況

- ・「何もしていない」が43.0%と高くなっていますが、「自治会・町内会、公民館などの活動」31.4%、「趣味・学習のための活動」23.3%、「スポーツ活動」17.0%の順に地域や余暇活動に参加しています。（複数回答）
- ・「何もしていない」理由としては「特に理由はない」が39.1%、次いで「活動のきっかけがない」が30.5%、「仕事が忙しい」が29.5%となっています。

17. 地域活動に女性のリーダーが少ない原因

- ・「役員決定をはじめとして男性主体の組織運営がされているから」とする者が男女ともに最も多く46.8%を占めています。次いで「女性自身が責任ある地位につきたがらないから」が35.7%、「女性は育児や家事が忙しく、地域活動に専念できないから」が27.8%「男性がリーダーになる慣行があり、その方が上手くいくから」が23.5%となっています。

18. 仕事と家庭生活や地域活動の関係をどのように位置づけるのが適当か

- ・「両立させる」と回答した人は、男性の場合は37.1%、女性の場合は34.0%となっており、男女ともに最も多い回答になっています。一方、前回調査の男性の場合で最も多かった「仕事を優先させる」とする者の割合が2.0%減少し、34.7%となっており、男性も「仕事を優先させる」から「両立させる」に位置付けが変わってきている傾向が見えます。

19. 男女ともに仕事・家庭・子育て・介護・地域活動に積極的に参加するためには

- ・全体として「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」とする者の割合が最も多く34.7%を占めています。次いで「労働時間短縮や男女ともに取得しやすい育児、介護ボランティア等の休暇・休業制度を普及させる」が34.7%、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改める」が32.5%を占めています。男女間では、「労働時間短縮や男女ともに取得しやすい育児、介護ボランティア等の休暇・休業制度を普及させる」が女性で最も高く39.1%、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改める」が男性で最も高く36.6%を占めています。

20. 男女共同参画社会実現のために、駒ヶ根市としての取り組みは

- ・全体で見ると、「仕事と育児や介護を両立させるための支援策を充実する」とする者の割合が男女ともに最も多く68.5%を占めており、男性より女性の回答率が高かった。次いで、「様々な分野での、チャレンジする女性に対する支援を強化する」が35.2%、「しきたりや慣習を見直すための広報や啓発を充実する」が34.7%を占める。
- ・性別で見ると、男性は「女性を政策決定の場へ積極的に登用する」とする者の割合が43.2%、女性は「様々な分野での、チャレンジする女性に対する支援を強化する」34.3%となっています。

※ グラフについて

今回調査	…… 駒ヶ根市「男女共同参画市民意識調査」	(令和3年)
前回調査	…… 駒ヶ根市「男女共同参画市民意識調査」	(平成28年)
世論調査	…… 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」	(令和元年)

第2章 計画の内容

駒ヶ根市男女共同参画計画の体系

基本目標

誰もが個性と能力を発揮できる
多様性に富んだ活力ある社会をつくろう

重点目標	基本的方向	施策の方向	
男女共同参画社会の実現をめざして	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 政治の場・審議会・団体などへの女性の参画の促進	
		② 地域活動への男女共同参画の促進	
		③ 女性の職域拡大と管理職への登用の促進	
	【女性活躍推進】 (2) 雇用等における男女共同参画の促進とワーク・ライフ・バランスの実現	④ 雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用の促進	
		⑤ 女性の再就職、能力発揮に対する支援	
		⑥ 農林業や自営の商工業等における男女共同参画の推進	
		⑦ 育児・介護等の支援充実による仕事と生活の調和	
		⑧ 仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みの促進	
	安全・安心な社会づくり	(3) あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた健康支援	⑨ あらゆる暴力行為を許さない意識づくりの推進 【DV防止法】
			⑩ あらゆるハラスメント防止対策の推進 【DV防止法】
⑪ 相談・支援体制の充実と関係機関の連携強化 【DV防止法】			
⑫ 生涯を通じた健康支援			
(4) 困難な状況に置かれている人への支援と多様性の尊重	⑬ 妊娠・出産などに関する負担の軽減		
	⑭ ひとり親家庭など生活上の困難を抱えている者への支援		
男女共同参画の基礎づくり	(5) 男女双方の意識改革・理解の促進	⑮ 性の多様性への理解	
		⑯ どのような属性の人たちでも安心して暮らせる環境整備	
		⑰ 固定的性別役割分担意識の払拭と意識改革の推進	
	(6) 男女共同参画の視点で魅力ある地域の創出	⑱ 家庭・地域・職場・学校等における男女共同参画を学ぶ機会の充実	
		⑲ 男女共同参画社会づくりの活動をしている個人や団体の支援	
		⑳ 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制づくり	
	㉑ デジタル技術の活用等によるそれぞれが望む暮らしの実現		
	㉒ 若者や移住者等も快適に暮らせる地域社会づくり		

重点目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大

【女性活躍推進】

誰もが自らの意思に基づき、持てる力を発揮し、仕事と生活の調和がとれた充実したくらしが送れるよう、働き方や慣行等を見直し、性別や立場の違いにかかわらず、お互いに責任を分かち合い、協力し合いながら、さまざまな分野で活躍できるジェンダー平等な社会づくりを推進します。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

《現状と課題》

人々の価値観や生活スタイルが多様化する中で、政策・方針決定過程において、企画の段階から男女が社会の対等な構成員として共に参画し意見を反映させていくことは、多様な価値観や発想を政策に取り入れることにつながるものであり重要です。

駒ヶ根市の各種審議会・委員会などへの女性委員の占める割合は、令和3年4月1日現在で29.7%とプラン5のスタート時の28.6%と比べ、増加傾向にありますが、目標値の33%には達していませんでした。女性の参画が依然として進んでいない状況であり、新たな目標指標を設定し、積極的に取り組んでいく必要があります。

女性の参画を進めていくためには、女性自身の意識や、男性主体の組織運営を変えていくことなどが重要です。そのための学習・研修の場の提供や人材育成のための支援が求められています。

《施策の方向》

① 政治の場・審議会・団体などへの女性の参画の促進

市議会議員、各種審議会などへの女性委員の積極的な登用に努め、女性自身が政策・方針決定の場に参画する意識を高めるための啓発に努めます。

地域における「女性を住民の代表に」という気運の醸成に向けた意識改革やロールモデルの紹介等により議員や区長等を目指す女性を後押しします。

【具体的施策】（担当課）

- ・市議会議員、区長などに就く女性が増えるよう目指す女性を後押し（総務課）
- ・審議会や委員会等の委員への女性の積極的な登用の推進（総務課）
- ・女性リーダー養成研修への参加促進と各種講座の開設（総務課）
- ・各種審議会・委員会などへの女性参画状況の公表（総務課）

② 地域活動への男女共同参画の促進

自治会などの地域活動における方針決定の場へ、女性の参画を促進するよう関係諸団体へ働きかけるとともに、十分力が発揮できるよう参画しやすい環境づくりに努めます。

〔具体的施策〕（担当課）

- ・自治会や公民館・PTA活動において男女が共に方針決定の場に参画できるよう啓発活動の促進（総務課・社会教育課）
- ・地域リーダーとして活動する女性の育成（総務課・社会教育課）
- ・男女の固定的役割意識の是正の啓発（総務課・社会教育課）
- ・家庭・地域などへの支援体制を充実させる（総務課・社会教育課）

③ 女性の職域拡大と管理職などへの登用の促進

男女雇用機会均等法に基づき、働く場での採用、配置、昇進、職務内容などの機会均等を徹底し、女性の職域を一層拡大していくとともに、管理職への女性の登用を促進します。また、市においても、女性職員の職域拡大と人材育成を推進します。

〔具体的施策〕（担当課）

- ・女性の職域拡大の啓発活動（商工観光課・総務課）
- ・女性の管理職及び指導者的立場への登用の促進（総務課・商工観光課）
- ・メンタルヘルスケアの充実強化（商工観光課・総務課）
- ・キャリアアップ研修会の企画（総務課）
- ・特定事業主行動計画の推進（総務課）

(2) 雇用等における男女共同参画の促進とワーク・ライフ・バランスの実現

＜現状と課題＞

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正などにより、制度的な男女格差の解消に向けた法整備は進んできましたが、女性は結婚、出産等により離職を余儀なくされ、離職後に希望する職業への再就職が困難な傾向にあります。

市民意識調査では「女性が職業を持つことについての考え方」では「子どもができれば職業を辞め、大きくなったら再就職することが望ましい」と回答した人は、32.1%となっています。

農林業や商工業などの自営業においては、家族労働で成り立つ経営が多く、生産や経営が生活と密着している状況にあります。そのため、労働時間や休日や報酬が明確になっていないなど、生産・労働あるいは経営管理の担い手であるはずの女性に対して目に見える形での評価がされることが少なく、適切な経済的評価や労働環境の整備は十分であるとはいえません。また、女性は労働と家事・育児・介護などの家庭生活に関わる負担の両面を担っているという状況があります。

職業を持つ女性が確実に増えていますが、その一方で男性の家事や育児、介護など家庭生活への参画は少しずつしか進まず、多くの女性が、出産・育児を機に仕事との両立が困難であるという理由で離職をしている状況です。また、離職した女性は、就業条件等において、自分の希望に沿った再就職が難しい状態にあります。

このような状況を改善するためには、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事や家庭・地域生活において責任を果たすとともに、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる、仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス」の取り組みについて普及・促進を図る必要があります。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、企業の取り組みが不可欠です。ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度や会社への貢献意欲が向上し、能力ある人材の確保や生産性の向上、さらには社会・経済の活性化にも役立つことが期待されます。

＜施策の方向＞

④ 雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用の促進

男女雇用機会均等法、労働基準法などに基づく女性労働者の保護及び健康管理について、関係機関と連携して周知・啓発活動に努めます。

〔具体的施策〕（担当課）

- ・各種制度の情報提供（商工観光課）
- ・雇用に関する相談窓口の周知（商工観光課）
- ・事業所への情報提供（商工観光課・総務課）
- ・県、関係機関との連携による再就労・職場復帰支援のための情報提供（総務課）

⑤ 女性の再就職、能力発揮に対する支援

結婚・出産・育児・介護等で仕事を一時中断し、その後再就職を希望する女性に対し、必要な情報提供を図るとともに、資格取得講座の開設やセミナーの開催により支援します。

【具体的施策】（担当課）

- ・職業能力の向上のために必要な情報提供（商工観光課）
- ・女性のチャレンジ支援施策の情報提供（商工観光課）
- ・事業所における研修会等への支援（商工観光課）
- ・女性の復職支援講座、セミナーの開催（総務課）

⑥ 農林業や自営の商工業等における男女共同参画の推進

農業においては、家事も農作業も含めて女性に負担がかからないよう家族経営協定の締結を推進し、農業経営への女性の参画を推進するとともに、ライフステージに応じた柔軟な働き方の導入やICT技術の活用等により、女性にも男性にも働きやすい環境整備を推進します。

商工業等の分野での女性の起業・創業を推進することにより、女性の視点による新しい製品やサービスの開発による地域の活性化が期待できます。女性による起業・創業が新たな価値を生み出していく取り組みを広く周知し、支援することが必要です。

商工会議所の女性部の自主的な活動の支援や女性が経営に主体的に参画できるよう、技術・専門知識や管理能力の向上を図るための研修の充実に努め、女性の主体的な経営への参画促進を図ります。

【具体的施策】（担当課）

- ・家族経営協定締結の推進（農林課）
- ・農村地域リーダーの育成支援（農林課）
- ・営農組合などへの女性の参画促進（農林課）
- ・農産物加工グループなど起業をめざす女性への支援を推進（農林課）
- ・近隣の農村地域リーダーとの活発な交流（農林課）
- ・農村女性ネットワークの支援（農村女性マイスター制度の周知）（農林課）
- ・商工会議所の青年部・女性部、青年会議所などの活動支援（商工観光課）
- ・技術・専門知識や経営管理能力の向上のための研修会の開催（商工観光課）
- ・起業をめざす女性への支援を推進（商工観光課）
- ・商業に携わる女性ネットワーク強化の推進（商工観光課）

⑦ 育児・介護等の支援充実による仕事と生活の調和

仕事と育児・介護など家庭生活との両立に関する意識啓発を進めます。また、男女が共に子育て・介護を担っていく必要性についてさらなる理解の促進を図るとともに、育児休業・介護休業を男女が共に取りやすい環境を整備していきます。

また、家庭における男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、各種講座、教室等を開催します。

〔具体的施策〕（担当課）

- ・子育て支援事業の情報提供（結婚・子育て応援アプリの活用）（子ども課）
- ・多様な保育サービスの充実（子ども課）
- ・児童の放課後対策の充実（子ども課・社会教育課）
- ・地域子育て支援ネットワークの推進（子どもの居場所作りの推進）（子ども課）
- ・病児、病後児保育への支援（子ども課）
- ・各種相談の充実（子ども課）
- ・不登校児童・生徒の支援（子ども課）
- ・男性の家事・育児・介護等への参画促進のための講座等の開催
（総務課・社会教育課）
- ・介護サービスの充実による介護負担の軽減（福祉課）
- ・介護者の集いなど介護者支援（地域保健課）
- ・男女で支える介護の啓発（地域保健課）
- ・市役所管理職によるイクボス・温かボス宣言の実施（総務課）
- ・男性の育児休業促進のための新制度の普及啓発及び体制づくり
（総務課・商工観光課）

⑧ 仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みの促進

長時間労働や男性の職場中心のライフスタイルではなく、多様な働き方の導入や職場環境の改善などの取り組みを推進することにより、男女が共に育児・介護・家庭生活に参加できる環境を整備する必要があります。企業への積極的な働きかけを行うなど、誰もが、仕事・家庭生活・地域活動や個人の自己啓発などの、さまざまな活動をバランスよく実現できるよう努めていきます。

また市においては、令和3年度に策定した特定事業主行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

〔具体的施策〕（担当課）

- ・男女共同参画社会をめざす各種講座の充実（総務課）
- ・ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及促進（商工観光課・総務課）
- ・テレワーク、フレックスタイムなどの企業等における多様で柔軟な働き方制度の導入促進（商工観光課・総務課）
- ・特定事業主行動計画の推進（総務課）（再掲）
- ・時間外勤務の軽減及び年次有給休暇の取得促進（総務課・商工観光課）
- ・労働者の健康管理の充実（総務課・商工観光課）

重点目標2 安全・安心な社会づくり

あらゆる暴力の根絶、生涯を通じた健康支援、困難な状況に置かれている者への支援等に取り組み、すべての人の安全・安心な暮らしを実現し、個人の尊厳と多様性が尊重される社会づくりを推進します。

(3) あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた健康支援

《現状と課題》

ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。また、DVやデートDV、ストーカーなど女性に対する暴力をめぐる状況は多様化しています。

市民意識調査では、DV（ドメスティック・バイオレンス）の実態について尋ねたところ、「身近な人（配偶者、恋人、元配偶者、元恋人）から暴力や威圧的、強制的な言動を繰り返し受けたことがある」と答えた人が16.7%で、内容は、「物を投げる、大声で怒鳴るなど精神的に恐怖を感じさせる暴力」と答えた人が、65.1%と最も多く、次いで「役立たず、誰に食わせてもらっている」などの言葉による威圧が53.6%となっています。

男女がそれぞれの尊厳を尊重した対等な関係をつくり、これらの人権侵害を容認しない社会を実現するための体制の充実、DV根絶の啓発に取り組むとともに、被害者支援の充実を進めていく必要があります。

DVには身体的暴力だけでなく、経済的暴力、心理的暴力等の様々な形態があることの周知や、あらゆる暴力の被害者が置かれた立場の違いなどに配慮した対応が求められます。

性と生殖の健康・権利には思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通しての性と生殖に関する全般的な健康問題を含んでいます。また、妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であり、安心して安全に子どもを産むことができるよう支援する必要があります。青少年の性行動の低年齢化や思春期の男女の性について、正しい知識・情報を学ぶことにより、生涯を通して健康づくりをめざす必要があります。

＜施策の方向＞

⑨ あらゆる暴力行為を許さない意識づくりの推進【DV防止法】

女性に対する性暴力、配偶者やパートナー等からの暴力（DV・デートDV）、ストーカー行為などあらゆる暴力の根絶を目指し、広報・意識啓発や法制度の理解を促進していきます。

また、インターネット上の性的有害情報や誹謗中傷等新たな形の暴力の被害防止、加害行為の抑止に取り組んでいきます。

〔具体的施策〕（担当課）

- ・市報・CATVによる啓発（総務課）
- ・人権教育の推進（社会教育課・総務課・福祉課）
- ・児童虐待防止を主とした家庭内暴力防止の啓発（子ども課）
- ・女性相談窓口の周知と活用の促進（福祉課・総務課）
- ・関連規制法の周知（DV防止法・ストーカー規制法・売春防止法など）（総務課）
- ・ネットワーク社会の変化に対応した情報モラル教育（学校における情報教育、PTA等による講座開催）（社会教育課・子ども課）
- ・携帯電話やパソコンなどインターネット利用時の、トラブル防止のための教育（生徒主体のルールづくり）（社会教育課・子ども課）
- ・広報、出版物の文章表現に配慮（総務課）

⑩ あらゆるハラスメント防止対策の推進【DV防止法】

職場等（教育・医療・社会福祉施設やスポーツ分野含む）におけるあらゆるハラスメント防止のための意識啓発に努めます。

また、市において、人権と性を尊重する意識の高揚に努めます。

〔具体的施策〕（担当課）

- ・市報・CATVによる啓発（総務課）
- ・人権教育の推進（社会教育課・総務課・福祉課）
- ・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止対策の啓発
（総務課）
- ・職場等におけるあらゆるハラスメント防止のための意識啓発（総務課）

⑪ 相談・支援体制の充実と関係機関の連携強化【DV防止法】

男女間の暴力被害について、関係諸機関相互の連携を図るとともに、相談体制をさらに充実させ、被害者が自立して生活できるよう支援に努めます。

〔具体的施策〕（担当課）

- ・女性相談活動の充実（福祉課・総務課）
- ・国・県・児童相談所など関係機関との連携（子ども課・福祉課・総務課）
- ・被害者の保護と自立支援（総務課・福祉課）

⑫ 生涯を通じた健康支援

「総合保健計画」に基づき、男女の生涯を通じた健康保持ができる教育、相談、検診を推進していきます。

性と生殖に関する健康と権利の概念を踏まえ、正しい知識・情報が得られ、認識を深め、自分で判断して健康な生活を送ることができるよう、健康教育の充実を図ります。

〔具体的施策〕（担当課）

- ・ 保育士向け学習会、保護者向け講演会の開催（子ども課）
- ・ 保育園での子育て育児相談体制の充実（子ども課）
- ・ 各種検診の受診率向上のための啓発と受診し易い環境づくりの推進
（地域保健課・子ども課）
- ・ 生涯を通じた健康相談と健康教育の推進（地域保健課・子ども課）
- ・ 専門医による心の健康相談（地域保健課）
- ・ 小・中・高等学校での性教育講演会の開催（子ども課）
- ・ 保健、保育、教育が関係する子どもの健康を考える会での取り組み（子ども課）
- ・ HIVなど性感染症対策、情報発信（子ども課）
- ・ 家庭教育、学校教育、社会教育と連携した包括的性教育の充実
（子ども課、社会教育課）

⑬ 妊娠・出産などに関する負担の軽減

妊娠、出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であり、安心して安全に子どもを産むことができるよう、妊娠から出産まで一貫した母子への支援体制の充実を図ります。

不妊・不育症に関する情報提供や悩みの相談対応の充実を図ります。

〔具体的施策〕（担当課）

- ・ 母性の尊重と母性保護に関する啓発と相談窓口の周知
（母親学級の開催・体とこころの健康づくりの充実）（子ども課）
- ・ 母子健康教育・保健指導の充実（新生児訪問の充実）（子ども課）
- ・ 妊娠期から子育て期までの、切れ目のない継続支援
（子育て世代包括支援センター）（子ども課）
- ・ 不妊・不育治療助成金（ほほえみ支援助成金）の支給（子ども課）
- ・ 赤ちゃん育児ライフ応援事業（企画振興課）

(4) 困難な状況に置かれている者への支援と多様性の尊重

＜現状と課題＞

女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景に、貧困等生活上の困難に陥りやすい面があります。とりわけ、母子家庭が抱える経済困難をはじめとする様々な課題の解決は、次世代への貧困の連鎖を断ち切るためにも必要です。

グローバル化(地球規模化)の進展、人口減少、少子高齢の時代にあって、活力ある地域を築いていくためには、外国籍市民など、文化や習慣の異なる市民も大切な市民の一人として地域で共に活躍できる環境を整え、互いに理解し協力し合って、市民全員で地域づくりをしていく必要があります。特に外国籍女性は、結婚や出産、育児、家庭などさまざまな面で母国との相違に戸惑う場面が多く、支援が求められています。

＜施策の方向＞

⑭ ひとり親家庭などの生活上の困難を抱えている者への支援

生活上困難な状況に置かれている者に対し、それぞれが抱える経済、就業、健康家庭等多岐にわたる課題に応じた適切かつ包括的な支援を行い、自立促進を図ります。

ひとり親家庭の親に対する就労支援、養育費の確保、子どもに対する学習支援、居場所づくりなど、世帯の実情に応じ、生活力を高める支援など自立に向けた支援を、関係機関や民間支援団体等と連携して行います。

家庭の経済状況によって子どもの学力や進学機会等に差が生じないように、それぞれに対する相談支援等のほか、地域社会全体で子どもの成長を支える仕組みづくりを推進します。

【具体的施策】(担当課)

- ・女性相談活動の充実(福祉・総務課)(再掲)
- ・ひとり親家庭などに対する支援(福祉課・子ども課)
- ・助成金など各種制度の情報提供(福祉課)
- ・高校等通学交通費助成金の支給(福祉課)
- ・小中学校による生理用品の配布支援(子ども課)

⑮ 性の多様性への理解

多様な性のあり方について正しい理解を広め、性的マイノリティに対する差別・偏見の解消を図り、多様性が尊重される環境づくりを進めます。

【具体的施策】(担当課)

- ・駒ヶ根市パートナーシップ宣誓制度の導入(総務課)
- ・性的マイノリティ理解への講演会開催(総務課・社会教育課)

⑩ どのような属性の人たちでも安心して暮らせる環境整備

高齢期や障がいのある人たちが共にその意欲や能力に応じて、家庭や地域の中で社会との関わりを持ち続け、いきいきと活動できるような自立支援など環境整備を推進します。

また、「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を目指しつつ、障がい福祉サービスの充実を図っていきます。

駒ヶ根市には、国際協力機構駒ヶ根青年海外協力隊訓練所（JICA）や公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）があることから、訓練所との連携を図り、派遣国の情報収集を行うとともに、国際協力友好都市のネパール・ポカウ市との交流を通して、他国の女性に関する問題の状況を知ること、男女共同参画意識を高める取り組みを行います。

また、外国籍市民と日本国籍市民とが、共に地域に暮らす住民として、誤解や摩擦を乗り越え、互いの文化や生活習慣の理解を深める中で、偏見や差別なく互いに尊重し共存できる多文化共生社会の実現に邁進します。

〔具体的施策〕（担当課）

- ・事業所への介護休暇制度の普及促進（総務課・商工観光課）
- ・認知症介護ビジョンへの取り組み（地域保健課）
- ・高齢者、障がい者への虐待防止（福祉課・地域保健課）
- ・障がいを理由とする差別の解消の推進（福祉課）
- ・協力隊員の帰国報告会や青年海外協力隊員と市内小中学校との交流推進などを通じた意識の啓発（企画振興課）
- ・ネパールとの交流を通して他国における女性問題への意識の啓発（企画振興課）
- ・途上国における女性の自立支援のための活動を行う市民活動の育成（企画振興課）
- ・効果的な日本語教育や多文化理解のための交流事業の推進（企画振興課）
- ・やさしい日本語など、わかりやすい行政・生活情報の発信（企画振興課）
- ・市役所窓口などへの通訳の配置（企画振興課）
- ・国際理解と人権尊重の意識を高める啓発活動（企画振興課）
- ・子どもが安心して教育を受けられ、親も安心して子育てができる環境整備
(子ども課)
- ・「ゴッチャ！ウェルネス駒ヶ根」と連携した健康増進の取り組み（地域保健課）

重点目標3 男女共同参画の基盤づくり

固定的性別役割分担意識の払拭に向けた啓発、あらゆる男女共同参画を学ぶ機会を充実させるとともに、男性の家事・育児等への主体的な取組の推進などにより、男女双方の意識改革・理解促進を図ります。

(5) 男女双方の意識改革・理解の促進

＜現状と課題＞

これまでの取り組みにより、市民の男女共同参画に対する意識は少しずつ向上していますが、いまだに社会には、固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在しています。

令和2年度に実施した男女共同参画社会についての市民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、「反対」「どちらかといえば反対」と答えた人が63.7%と「賛成」「どちらかといえば賛成」の25.2%を大きく上回りました。平成28年度に実施した意識調査の54.9%に比べて8.8ポイント増加しており、性別による固定的役割分担意識に反対する市民の割合は、増加する傾向にあります。

「男女の地位の平等感について」の質問では「平等」と感じている人の割合は、「職場」27.5%、「社会通念・慣習・しきたり」11.7%、「地域社会（自治会・PTAなど）」24.5%といずれも低い状況にあります。

「社会全体」では12.5%と前回調査より2ポイント低下し、多くの人々が男女の不平等感を持っています。

＜施策の方向＞

⑪ 固定的性別役割分担意識の払拭と意識改革の推進

男女共同参画を進めるためのすべての取り組みの基盤として、あらゆる世代における固定的役割分担意識の払拭と意識改革に向けた、わかりやすい効果的な啓発方法を検討し、関係機関・団体等と連携して広報・啓発活動を推進します。

市報こまがねやCATVなどを活用して、男女共同参画に関する情報を発信します。

〔具体的施策〕（担当課）

- ・男女共同参画に関する市民意識調査の実施（総務課）
- ・女性の政策・方針決定過程における参画状況調査の実施（総務課）【女性活躍推進】
- ・男女共同参画に関する各種資料の収集と提供（総務課）
- ・女性の職業生活における活躍を推進するための情報収集・提供・啓発（総務課）
【女性活躍推進】

第2章 計画の内容

⑱ 家庭・地域・職場・学校等における男女共同参画を学ぶ機会の充実

県の男女共同参画センターや県内市町村と連携をとり、オンラインツールを活用した誰もがいつでもどこでも学べる環境を整備します。

男女共同参画社会の実現のための講演会、講座等を開催し、男女共同参画についての理解を深める学習機会の創出により啓発活動に努めます。

家庭生活では、男性と女性で公平でない慣行などがないか意識し、男女共同参画の視点に立って見直しを行い、地域では、地域のしきたりや慣習が男女共同参画社会づくりに配慮され、必要に応じて見直されるよう、あらゆる機会を通して啓発活動を進め、自治会など地区の方針決定の場に積極的に女性が参画する意識の高揚を図ります。

〔具体的施策〕（担当課）

- ・男女共同参画推進講座の開催（総務課）
- ・女性の活躍推進や女性に対する暴力防止のための講座の開催（総務課）

【女性活躍推進】

- ・託児の可能な学習の場の提供（総務課・子ども課）
- ・学校における男女共同参画に関する教育と研修の推進（子ども課）
- ・保育園・幼稚園における、土曜参観・体験事業・親子運動教室の実施（子ども課）
- ・教育活動を通じた保護者教育（子ども課）
- ・人権教育の推進（総務課・子ども課・社会教育課）
- ・男女共同参画の視点で適正と個性を尊重した生徒指導・進路指導の推進

（子ども課）

- ・男女共同参画推進地域出前講座の開催（総務課）
- ・リーダー養成研修の実施（総務課）
- ・職場における研修会、学習会による意識啓発（総務課・商工観光課）
- ・企業経営者や管理職等の男女共同参画に関する理解促進（総務課・商工観光課）

【女性活躍推進】

- ・公民館・分館を通じた啓発（社会教育課）
- ・区長会(自治会)などを通じた啓発（総務課）
- ・高齢者クラブ、PTA、女性団体等を通じた啓発（福祉課・子ども課・総務課）
- ・各地域で行う出前講座での啓発（総務課）
- ・固定的な役割分担意識に気づき、男女共同参画の視点に立った、家庭生活、家庭教育が行われるようリーフレットを利用した啓発（総務課）

⑲ 男女共同参画社会づくりの活動をしている個人や団体の支援

男女共同参画社会づくりを進めるために地域で活動している個人や団体の支援を行います。

〔具体的施策〕（担当課）

- ・地域リーダー研修の実施（総務課）
- ・市民団体の活動支援（総務課）

(6) 男女共同参画の視点で魅力ある地域の創出

＜現状と課題＞

近年、若者、特に女性の大都市への流出超過が顕著となっています。地域における若者の減少は、少子化の進展と相まって地域の活力と持続性の低下につながる恐れがあります。若い女性の大都市への流出超過を考慮すると、女性が魅力ある仕事の間や女性が活躍できる地域社会を構築することが、地方創生にとって重要です。

デジタル化の進展とともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした企業におけるテレワークの急速な普及などが、人々の働き方・暮らし方に変化をもたらして、大都市の人々の地方移住への関心が高まっています。

地震や土砂災害等が多く発生しており、災害時には、平常時の社会の課題が一層顕著に現れます。女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、災害に強いまちづくりにとって必要です。男女共同参画の視点から防災に取り組むことで、災害時の避難所運営に多様な視点が活かされ、安全・安心で迅速な避難につながるなど、災害に強い地域社会を形成していきます。

＜施策の方向＞

⑩ 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制づくり

防災分野では、災害などの緊急時において、防災組織への女性の参画を図ることなどにより、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制づくりに努めます。

また、消防団員数は減少傾向にあります。男女ともに消防団や日赤奉仕団への入団促進に努めます。

過去の災害における被災者への物資提供や避難所運営などに関し、女性の視点の欠如から様々な問題が起きました。防災の意思決定や現場へ女性が参画できるように、一層の取り組みが必要です。市では、地域防災力を高め、自主防災組織の活性化を図るために、自主防災リーダーの育成を行っています。女性の自主防災リーダーの増加に向け、地区に働きかけを行っています。

〔具体的施策〕（担当課）

- ・駒ヶ根市防災会議への女性の参画（危機管理課）
- ・災害時の男女のニーズに配慮した防災体制づくり（危機管理課）
- ・自主防災組織における男女共同参画の取り組みの促進（総務課・危機管理課）
- ・消防団・日赤奉仕団への入団促進（危機管理課・福祉課）
- ・女性の消防職への採用の促進（上伊那広域消防本部）
- ・「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を参考にした防災施策の取組（総務課・危機管理課）

② デジタル技術の活用等によるそれぞれが望む暮らし方の実現

市内でも大都市と同様のサービスを受けることや、多様で柔軟な働き方等が可能となるよう、DXの推進に努めます。

また、結婚やパートナーの転勤による転居等で離職者が少なくなるよう、関係団体と連携して、テレワークの推進や制度の見直し等に取り組みます。

〔具体的施策〕（担当課）

- ・DXの推進（企画振興課・総務課・商工観光課）

② 若者や移住者等も快適に暮らせる地域社会づくり

これまで、地方との関わりが少なかった都市部の方が、地方の魅力を再認識し、移住や定住、地域おこし協力隊などで地方に関わる女性は増加しています。こういった動きの中で、地域との関わりを希望する女性の積極的な受け入れや多様で柔軟な働き方を支えるための環境整備が必要です。

地方の特性を活かした「ワーケーション」などの働き方、自然を活かした「やまほいく（自然保育）」のような学びの場、就農体験などの情報を移住希望者等に発信し、U I Jターン及び関係人口の増加を目指します。

また、地域活動において、固定的性別役割分担や男性優位のしきたり等を払拭するための啓発活動に力を入れます。

〔具体的施策〕（担当課）

- ・オンラインセミナーによる移住相談（商工観光課）
- ・ワーケーションの推進（商工観光課）
- ・就農相談や新規就農準備校を通じた移住の促進（農林課）
- ・男女の固定的役割意識の是正の啓発（総務課）（再掲）
- ・信州やまほいくの更なる充実を検討し、園ごとに特徴ある取組みを実施
（子ども課）
- ・地域おこし協力隊の受け入れ（企画振興課）

第3章 計画の推進

推進体制の強化

男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速するためには、あらゆる施策において男女共同参画の視点を取り入れていくことが大切です。

そしてその取組みを、市はもとより、市民の皆さんや事業者・教育関係者など関係機関と連携協力して各種事業を総合的に推進します。

1. 市の推進体制のより一層の充実

- (1) 行政が一体となってあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、男女共同参画社会の実現を促進していくため、庁内推進体制のより一層の充実を図るとともに、関係部局との連携を密接にして効果的な計画の推進を図ります。
- (2) 市町村の審議会等委員に占める女性の割合を、国の第5次計画において、令和7年度までに40%以上60%以下にする経過目標を設定したことを踏まえ、市でも参画率を40%の目標とし、強化します。

2. 市民・事業者・教育関係者との連携

- (1) 計画を推進していくためには、男女共同参画への理解を広げるとともに、市民・事業者・教育関係者の積極的な参画が必要です。学習の機会や情報の提供に努め、男女共同参画についての理解と相互協力のもと、男女共同参画社会を目指し、市民総参加で取り組めます。

3. 市民団体・グループとの連携による推進体制の充実

- (1) 男女共同参画活動を展開する市民団体・グループなどの活動を支援するとともに、活動団体の連携による推進体制を充実させ、地域全体の男女共同参画の推進を図ります。

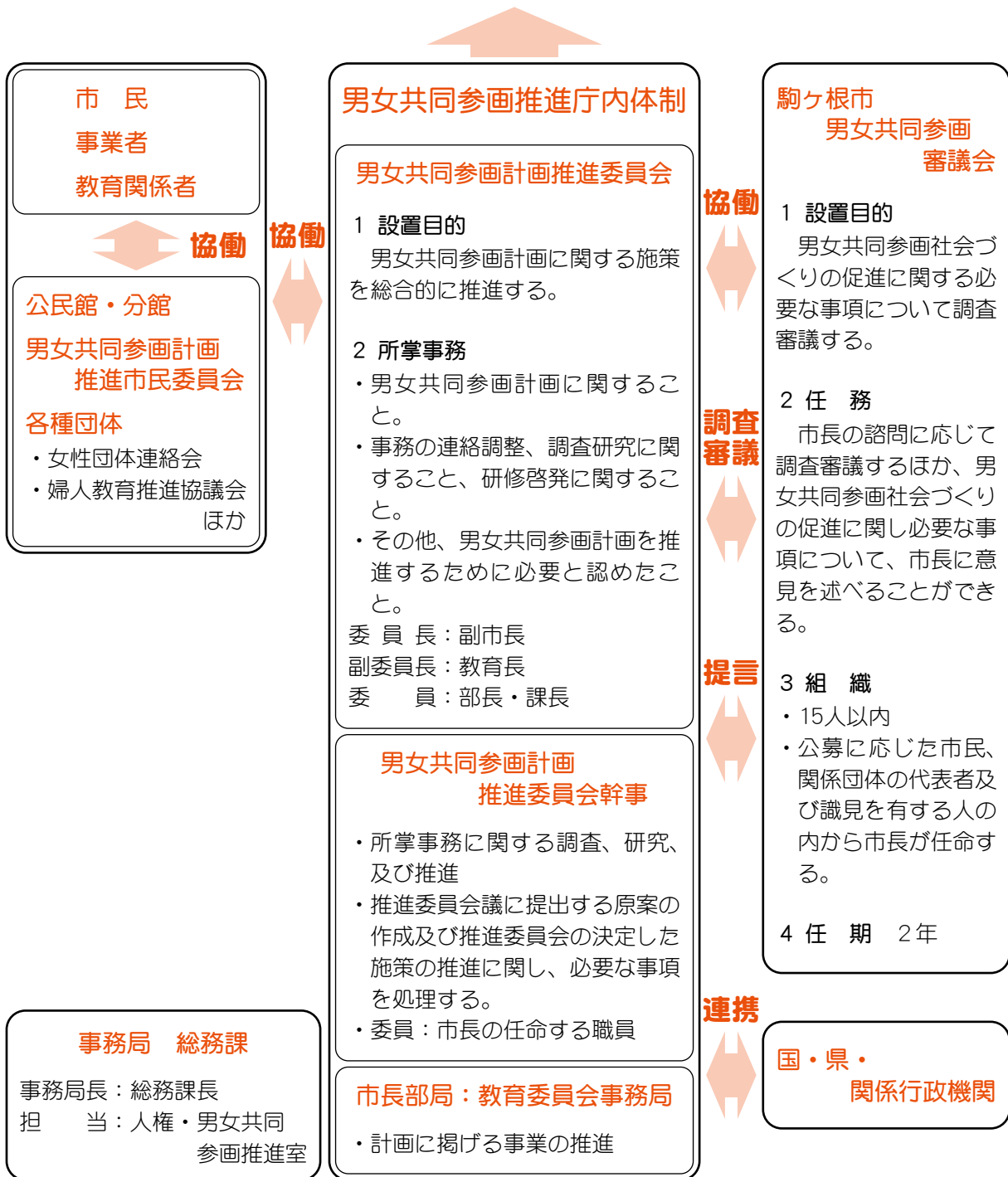
4. 国・県・関係機関との連携

- (1) 国・県・関係機関及び他市町村との情報交換や相互協力のもと、連携を図りながら男女共同参画社会を目指した取組みを推進します。

- (2) 県の男女共同参画センターと連携し、市民のニーズを的確に把握しながら、啓発・情報発信を行います。特に、同センター主催のオンライン研修のサテライト会場として、積極的に受け入れを行い、市民の男女共同参画の意識改革に繋げていきます。

駒ヶ根市男女共同参画推進体制
駒ヶ根市男女共同参画社会づくり条例

誰もが個性と能力を発揮できる多様性に富んだ活力ある社会をつくろう



プランパート6の推進状況の評価指標

番号	体系番号	指標項目	現状 (R3)	目標 (R8)
1	(1)	審議会等委員に占める女性の割合	29.7%	40%
2	(1)	地方選挙における立候補者の女性割合（市議会議員）	25%	50%
3	(1)	市職員の管理・監督職（係長）以上に占める女性職員の割合	係長以上 21.4% 課長以上 3.6%	係長以上 30% 課長以上 10%
4	(5)	「男性は仕事、女性は家事育児」という、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合	63.7%	80%
5	(5)	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	12.5%	50%
6	(1)	地域の方針決定に女性が関わる割合（区役員の女性割合）	7%	20%
7	(6)	自主防災リーダーの女性の人数	1人	16人
8	(6)	女性消防団員数	10人	20人
9	(2)	市職員男性の育児休業取得率	0%	30%
10	(5)	男女が等しく参加できる環境である（市民満足度調査）	3.19ポイント	3.33ポイント

① 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年七月十六日 法律第百二号
同 十一年十二月二十二日 同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、

地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

ない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の

残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名さ

れた委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則

（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則

（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

目次

第一章	総則（第一条－第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条－第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条－第二十九条）
第五章	雑則（第三十条－第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条－第三十九条）
	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機

会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に

占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の

用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働

働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定める

ところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者

への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に

委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の

職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第

八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第

五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(平成二十九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和三十二年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

③ 駒ヶ根市男女共同参画社会づくり条例

平成22年12月16日

条例第22号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第10条）

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する
基本的施策（第11条－第22条）

第3章 駒ヶ根市男女共同参画審議会（第23条
－第29条）

第4章 規則（第30条）

附則

前文

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、国際社会における取組と連動しな
がら、男女共同参画社会基本法の制定など法制上の
整備がされてきました。

男女がそれぞれ持っている人権を尊重し、お互い
を思いやりその人らしさを認め合う気持ちを大切に
し、老若男女を問わず、社会のあらゆる分野でそれ
ぞれの個性と能力を十分に発揮し、その責任を分か
ち合いながら自分らしく生きることができる男女共
同参画社会の実現は、私たちの願いです。

駒ヶ根市においては、男女共同参画社会の実現を
目指して、男女共同参画計画を策定しさまざまな施
策を推進してきました。しかし、男女共同参画への
関心は高まりつつありますが、性別によって役割を
固定的にとらえる意識やそれに基づく社会慣行が今
もなお残っており、方針決定の場への女性の参画が
不十分であるなど、男女共同参画社会づくりの促進
を阻害する多くの課題が残されています。

心豊かに安心して暮らせる社会を築いていくため
には、市民一人ひとりが自らの意思によって家庭、
学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野におけ
る活動に積極的に参画することが必要です。

そこで、私たちは、性別にかかわらず、一人ひと
りの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を
創造するため、「駒ヶ根市協働のまちづくり条例」
と連携を図りながら、市、市民、事業者及び教育関
係者が協働して、男女共同参画社会を早期に実現す
ることを目指し、この条例を制定します。

第一章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりの促
進についての基本理念を定め、市、市民、事業者及
び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女
共同参画社会づくりの促進に関する施策の基本的な
事項を定め、これを総合的かつ計画的に実施するこ
とにより活力ある豊かな男女共同参画社会の実現を
図ることを目的とします。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語
の意義は、それぞれ当該各号に定めるところにより
ます。

(1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成
員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野
における活動に参画する機会が確保され、もって男
女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益
を受けることができ、かつ、共に責任を担うべき社
会をいいます。

(2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係
る男女間の格差を是正するため必要な範囲内におい
て、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に
提供することをいいます。

(3) 市民 市内に居住する者又は市内で働く者若し
くは学ぶ者その他市内で活動するすべての者をい
います。

(4) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び
法人その他すべての者をいいます。

(5) 教育関係者 市内において、家庭教育、幼児教
育（保育を含む）、学校教育、職場教育及び社会教
育その他のあらゆる教育に携わる者をいいます。

(6) 市民団体 地縁による団体その他地域社会にお
いて住民の福祉向上のため活動を行う団体をい
います。

（基本理念）

第3条 市、市民、事業者及び教育関係者は、次の
各号に掲げる基本理念にのっとり、男女共同参画社
会づくりを促進します。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別に
よる差別的な取扱いを受けることなく、個人として
能力を発揮する機会が確保される等男女の人権が尊

重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の様々な制度又は慣行を見直すとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活における活動その他の活動を行うことができるよう配慮すること。

(5) 男女が互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、互いの意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が尊重されること。

(6) 男女共同参画社会づくりの促進は、国際社会における取組みと綿密な関係を有していることを踏まえ、国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策（積極的格差是正措置を含みます。以下同じ。）を総合的に策定し、実施するものとします。

2 市は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施に当たっては、国、県その他の地方公共団体、市民、事業者、教育関係者及び市民団体と連携し、取り組むものとします。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を理解し、協力するよう努めなければなりません。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を理解し、協力するよう努めなければなりません。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、教育が男女共同参画社会づくりの促進に果たす責務の重要性を踏まえ、教育を行うよう努めなければなりません。

(地域における男女共同参画社会づくりの促進)

第8条 すべての人は、市民団体の活動において、男女共同参画社会づくりの促進に努めなければなりません。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第9条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において性別による差別的な取扱いを行ってはなりません。

2 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはなりません。

3 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与え、又は生活環境を害する行為をいいます。）を行ってはなりません。

(情報の表示に関する留意)

第10条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力等を助長し、又は連想させるような表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければなりません。

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第11条 市長は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を策定するものとします。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

(1) 男女共同参画社会づくりの促進に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会づくりの促進に関する総合的かつ計画的に推進するた

めに必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう努めるとともに、駒ヶ根市男女共同参画審議会の意見を聴くものとします。

4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとします。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用します。

(施策の策定に当たっての配慮)

第12条 市は、男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会づくりの基本理念に配慮するものとします。

(実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとします。

(広報啓発活動等)

第14条 市は、男女共同参画社会づくりの促進について、市民、事業者及び教育関係者の理解を深めるため、情報の提供、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとします。

(教育及び学習の機会の充実)

第15条 市は、男女共同参画に対する関心と理解を深めるため、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育における男女共同参画に関する教育及び学習の機会の充実に努めるものとします。

(家庭生活における活動と他の活動との両立の支援)

第16条 市は、男女がともに家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるように、子の養育、家族の介護等において必要な支援を行うものとします。

(自営業における環境整備)

第17条 市は、農林業、商工業等自営業に従事する男女が、正当な評価のもとにその主体性をいかし、その能力を十分に発揮して、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めるものとします。

(調査研究)

第18条 市長は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を効果的に実施するため、男女共同参

画に関する調査研究を行うとともに、必要に応じてその結果を公表するものとします。

(市民等の活動に対する支援)

第19条 市は、市民、事業者及び教育関係者が男女共同参画社会づくりの促進に関して行う活動に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。

(積極的格差是正措置)

第20条 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとします。

2 市は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる場における活動において、男女間に参画する機会に格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとします。

(苦情及び相談への対応)

第21条 市長は、市民、事業者及び教育関係者から、市が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策又は男女共同参画社会づくりの促進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情の申出を受けたときは、関係機関と連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとします。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による申出に対応するため、駒ヶ根市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

3 市長は、市民から性別による人権侵害に関する相談の申出を受けたときは、関係機関と連携を図り、必要な支援を行うものとします。

(推進体制の整備)

第22条 市は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するものとします。

第3章 駒ヶ根市男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画社会づくりの促進に関する必要な事項について調査審議するため、駒ヶ根市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

(任務)

第24条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議するほか、男女共同参画社会づくりの促進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができます。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 男女共同参画社会づくりの促進施策に関する事項
- (3) 男女共同参画社会づくりの促進施策の実施状況の評価に関する事項
- (4) 第21条第1項の規定により申出のあった苦情について、市の対応に関する事項

(組織)

第25条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、男女の委員の数は、それぞれ委員の総数の10分の4以上とします。

2 委員は、公募により選考された市民、関係団体の代表者及び識見を有する者のうちから市長が委嘱します。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とします。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理します。

(会議)

第28条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となります。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによります。

(部会)

第29条 審議会は、必要に応じて部会を設置することができます。

第4章 雑則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。

④ 駒ヶ根市男女共同参画審議会 委員名簿 (令和3年度)

敬称略

氏 名	所 属 等	備 考
小 平 親 夫	区長会	
伊 藤 陽 子	社会福祉協議会	
東 城 あづさ	青年会議所	
松 崎 久 志	P T A協議会 (中沢小学校)	
小宮山 よし子	女性団体連絡会	
小山田 美由紀	子育て団体	
山 浦 泰 子	民生児童委員	副会長
木 下 正 彦	人権擁護委員	
氣賀澤 道 雄	農業委員	
鰐 澤 琴 江	社会教育委員	
小 松 民 敏	公民館	会 長
酒 井 直 彦	校長会	
富 永 満	商工会議所	
小 林 はつ江	企業経営者代表	

⑤ 駒ヶ根市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成8年3月29日

告示第13号

(設置)

第1条 駒ヶ根市男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）の推進を図るため、駒ヶ根市男女共同参画計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画に基づく具体的な施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) その他男女共同参画の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長を充て、副委員長は、教育長を充て、委員は、部長及び課長の職にある者を充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(幹事)

第6条 委員会に幹事若干人を置き、職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、委員長の命を受け委員会の決定した施策の推進に関し必要な事項を処理する。

(市民委員)

第7条 男女共同参画計画の推進に関し必要な事業を実施するため男女共同参画計画推進市民委員（以下「市民委員」という。）を置く。

2 市民委員の定数は15人以内とし、市長が任命する。

3 市民委員の任期は、2年とし、再任は妨げないものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則（略）

〔駒ヶ根市男女共同参画計画〕

あなたと私のいきいきプラン

パート6

発行年月：令和4（2022）年4月 発行：駒ヶ根市

担当：総務部 総務課 人権・男女共同参画推進室

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号
TEL：0265-83-2111（代表）内線211 FAX：0265-83-4348
ホームページ：http://www.city.komagane.nagano.jp/
E-mai：shomu@city.komagane.nagano.jp